

静 県 薬 第 20 号
令 和 6 年 4 月 4 日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 岡 田 国 一

電子版お薬手帳の活用等に向けた周知のお願いについて（協力依頼）

標題の件について、日本薬剤師会から別添写（令和6年4月2日付け日薬情発第2号）の
とおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：syokunou@shizuyaku.or.jp



日 薬 情 発 第 2 号
令和 6 年 4 月 2 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日本薬剤師会
担当副会長 渡邊 大記

電子版お薬手帳の活用等に向けた周知のお願いについて（協力依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医薬局総務課より、別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

本会の電子お薬手帳アプリ「e お薬手帳 3.0」につきましても、服用アラーム機能や市販薬登録機能のほか、オンライン服薬指導機能やマイナポータル連携機能などを実装し、今後も基本機能の向上・充実を図ってまいりますので、未導入の薬局におかれましては、是非ご検討いただきますようお願い申し上げます。

会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

事務連絡
令和6年3月28日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬局総務課

電子版お薬手帳の活用等に向けた周知のお願いについて（協力依頼）

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

電子版お薬手帳については、「電子版お薬手帳ガイドラインについて」（令和5年3月31日薬生総発0331第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）により、オンライン資格確認の普及、電子処方箋の運用開始、マイナポータルを通じた閲覧範囲の拡大といったデジタル技術の進展を踏まえて電子版お薬手帳に求められる役割・機能、要指導医薬品・一般用医薬品を含めた薬剤情報の一元的な管理の重要性を整理し、「電子版お薬手帳ガイドライン」を作成し、電子版お薬手帳の運営事業者において対応が必要と考えられる事項や、電子版お薬手帳サービスを提供する施設における留意事項をお示ししてきたところです。

今般、電子版お薬手帳の意義・役割や活用方法を広く周知するとともに、利用を推奨するため、別添のとおり広報資材を作成しました。貴団体におかれましては、資材の内容について御了知いただくとともに、広報資材について貴会会員の皆様にご案内いただきますよう、お願い申し上げます。

(参考)

○厚生労働省 電子版お薬手帳

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/e-okusuritecho.html>



電子版

お薬手帳 はじめませんか？

いつでもどこでも！手軽に健康管理



あなたの健康をサポートする便利な機能

POINT 1

服用アラーム機能で
飲み忘れ防止！

お薬の服用時間に通知が来ることで
飲み忘れない。
「カレンダー」機能で服薬状況も管理
可能。



POINT 2

歩数・血圧・血糖値など
健康管理に役立つ機能

毎日記録することで、健康な体作りに役立ちます。



POINT 3

市販薬登録機能で
より安全・有効な処方・調剤へ

市販薬をバーコード読み取りで
登録可能！
処方・調剤の正確性が増し、
よりよい薬物治療に繋がります。



マイナポータルと連携することで、薬剤情報・検診情報・予防接種情報を取り込みます。

※各電子版お薬手帳アプリによって機能が異なります。



詳しい情報は、厚生労働省ホームページ
「電子版お薬手帳」をご覧ください。

電子版お薬手帳 厚生労働省

検索